

今社は墨はとも争議團ニヨウクアートを以て対向いたのです

其の理由を揚一郎会社は争議團に對向するアドバイスノイ今社の方針後進之生産能
能社は一社も生産せず生産は一社も又工場は開く事他社はあります
併し其の言ひ終らるはに向方より實務あるた其れトヨ今社代表要廣
少林ヲ言は足全に那等を裏切る

要廣の少林はシヤウ同業組合の組合長テ此田の争議は蝶矢争議テ
何ヲ同業組合、争議故應援せ奉等を言了

此の点に對す私等も同一考へた同職にあリ勝工諸君自國の利缺の
為ヒ争議を知りながら争議は外で自分等に何等關係が有つと思ふ
尤も達タ此度、争議が職工ノ冥ニタル勝工木造火塘期ニ起ル同職
争議はナレテ此度ハ前例にナフイ蝶矢、職工諸君が反対ナル格

ナル

此度、争議ハ今迄要ラナル資本家ニヤツラレタ職工諸君
ノ黎明、鐘ダ

金持ニダマサレテ同シ職工同士ノガ血ア血ヲ洗フ事モメロ

支那第二〇五號

昭和四年九月廿八日

監視總監 丸山鷗

4.9.30
785.

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長官 殿

大阪府知事 殿

東京地方裁判所檢事正 殿

蝶矢レバ製造所西新井工場ノ運動争議二件

要旨ハ争議回復ハ本月二十一日友誼回復ノ後後シ變テ新體アート稱シ